

質問回答

NO.	質問	回答
1	【プロジェクト期間に関して】 ・本件の完了期限が3月末であることは承知しておりますが、プロジェクトの開始時期について特段の指定や制約はございますでしょうか？ 例えば、業務の設計上、9月1日からの開始を想定した場合でも、仕様上問題ないかご確認させていただければ幸いです。	・制約はありませんが、契約後速やかにキックオフミーティングを実施いただくことを想定しています。
2	【プロジェクト期間に関して】 ・また、プロジェクト実施期間に関する明確な定義や要件（例：2025年9月～12月末までに調査・分析等を完了し、最終報告書を3月27日までにご提出する、など）はございますでしょうか？	・事業実施期間は、契約開始後から履行期限（令和８年３月２７日）までとなります。 ・「令和７年度気候変動適応計画改定に向けた調査・検討等業務に関する提案書作成・審査要領」にあるとおり、仕様書上の業務内容の項目ごとの作業計画は提案することとなります。さらに詳細な進め方は、落札後に環境省と確認することとなります。
3	【仕様書3. 業務内容（３）に関する内容について】 ・「我が国の適応推進施策における15項目程度」とは、現行の気候変動適応計画のうちどれを指してますでしょうか。 https://www.env.go.jp/content/000138042.pdf	・現行の気候変動適応計画の分野別施策のなかの項目を指しています。 例.農業の「水稻」や「果樹」など
4	【仕様書3. 業務内容（３）に関する内容について】・（上記の回答をふまえて）環境省が実施している「令和７年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」における検討会のための資料（Ａ４判、１項目あたり50頁程度、電子データ）とは、上記15項目×50頁という理解であっていますでしょうか。	・業務内容（１）、（２）、（３）について、それぞれ50頁程度でのとりまとめを想定しています。
5	【仕様書3. 業務内容（３）に関する内容について】 ・適応に関する基本的考え方の調査観点として「損失と損害」とありますが、これは気候変動による損害（例. 自然災害による経済的損失）なのか、気候変動適応計画を実行することによる損害（例. 高温障害に強い品種を推進することによる生産者への経済的負担）なのか、どちらを指していますか。	・本仕様書の「損失と損害」はパリ協定第８条に定める「loss and damage」を意味します。
6	【仕様書3. 業務内容（４）に関する内容について】 <適応ビジネスを展開する事業者のヒアリング対象選定に関して> ・分野別施策や提供技術に偏りが出る可能性があると考えられるが、ヒアリング対象となる事業者（8名程度）の業界や分野の選定基準はあらかじめ定められているか？	・「令和７年度気候変動適応計画改定に向けた調査・検討等業務に関する提案書作成・審査要領」のとおり、ヒアリング対象者の選定方針については、提案することになります。さらに詳細な進め方は、落札後に環境省と確認することとなります。
7	【仕様書3. 業務内容（４）に関する内容について】 <適応ビジネスを展開する事業者のヒアリング対象選定に関して> ・特定の業種や地域に偏らないようにするための配慮事項や指針は存在するか？	・「令和７年度気候変動適応計画改定に向けた調査・検討等業務に関する提案書作成・審査要領」のとおり、ヒアリング対象者の選定方針については、提案することになります。さらに詳細な進め方は、落札後に環境省と確認することとなります。
8	【仕様書3. 業務内容（４）に関する内容について】 <国立環境研究所との協力体制に関して> ・アンケート調査に関する国立環境研究所との具体的な役割分担（例：設問作成、配信方法、回収・集計、分析など）について、すでに決定している事項はあるか？	・具体的に決定している事項はなく、契約後国立環境研究所と調整をして決定することを想定しています。本仕様書では、アンケートの実施に当たり、調査対象となる事業者として気候変動適応情報プラットフォームに掲載されている適応ビジネスを展開している事業者が想定され、これらの事業者へのアンケート回答依頼の送付について協力を想定しています。
9	【仕様書3. 業務内容（４）に関する内容について】 <国立環境研究所との協力体制に関して> ・今後、役割分担の協議や調整が必要な場合、その調整の窓口やスケジュールはどのように進めるのか？	・国立環境研究所との協議や調整が必要な場合には、環境省が必要に応じて連携して調整・連絡を取ることを想定しています。
10	【仕様書3. 業務内容（４）に関する内容について】 <評価・認定制度および促進策に関する調査対象の範囲について> ・「適応ビジネスに関係する10程度の評価・認定制度」の中には、例えばISO等の国際認証規格も含まれる想定か？	・「令和７年度気候変動適応計画改定に向けた調査・検討等業務に関する提案書作成・審査要領」のとおり、作業内容、作業方針は、提案することになります。さらに詳細な進め方は、落札後に環境省と確認することとなります。 ・ご指摘のような国際認証規格も含まれうると考えています。

11	【仕様書3. 業務内容（4）に関する内容について】 ＜評価・認定制度および促進策に関する調査対象の範囲について＞ ・評価・認定制度や促進策の調査に関し、あらかじめ候補リストや例示が存在しているか？ また、提供可能な資料があれば提示をお願いしたい。	・候補リストや例示はありません。また、提供可能な資料はありません。
12	【仕様書3. 業務内容（4）に関する内容について】 ＜評価・認定制度および促進策に関する調査対象の範囲について＞ ・「適応ビジネスを利用する事業者が活用する制度」に関しては、補助金、融資、税制優遇などの支援策も含まれるのか？	・含んでいます。
13	【仕様書3. 業務内容（4）に関する内容について】 ＜意見交換会の実施に関して＞ ・意見交換会の参加者に含まれる「適応ビジネスに関する有識者・専門家等」の中に、環境省の担当官も含まれる可能性があるか？	・環境省の担当官は含んでいません。
14	【仕様書3. 業務内容（4）に関する内容について】 ＜意見交換会の実施に関して＞ ・意見交換会の参加候補者リストは事前に提出し、環境省の了承を得る必要があるか？	・意見交換会の参加者は環境省担当官と協議の上選定いただくことを想定しています。
15	【仕様書3. 業務内容（4）に関する内容について】 ＜意見交換会の実施に関して＞ ・意見交換会の実施形態について、Web会議形式での開催は認められるか？（少なくとも一部の参加者について）	・対面での意見交換会を想定していますが、有識者等の都合によるため、都度環境省と協議し、決定することとなります。